

# 牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目9番14号 ☎ (052) 681-6006 2022.5

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

★建設業★ ~建廃注意~

## 廃棄物処理法違反の建設業者 許さん！ 厳罰化へ

昨年7月 熱海市伊豆山地区で発生した土石流災害。27人が亡くなられ、ひとりが行方不明、130棟以上の家屋が巻き込まれた大惨事となりました。これまで経験したことのない大雨、どこで災害が発生してもおかしくなかった、過去最大の降水量の1.3倍だったそうです。

また、全国各地にこのような土地が多く存在しているというから怖いです。

### キケンな盛土

一方、10mも盛土されていたというから意味不明です。この業者は、解体現場で土砂と廃棄物を分別する作業も行わず「他人が欲しいと言っている残土だから廃棄物ではない」と主張し残土の搬入を繰り返していたそうです。

これまでは、労働局からの通報（労働安全衛生法違反がほとんどでした

### 監督処分の見直し

廃棄物処理法の違反をした建設業者の監督処分基準の一部を見直し厳罰化します。「廃棄物混じり土」を適正に処理せず、会社役員らが懲役刑に処せられた場合、「15日以上」の営業停止。現行では7日以上で、2倍以上引き上げることになります。改正案は、5月14日までパブコメを実施し、5月中の公布・施行を目指します。罰金刑も「懲役3日以上」になりそうです。

2級施工管理技士の方は、是非1級第一次検定に挑戦(^)/ ギジホ！

### ☆監理技術者等 現場兼務、専任技術者兼務もOK☆

監理技術者の専任が必要となる上限の3,500万円（建7,000万円）を4,000万円（建8,000万円）に引き上げ、監理技術者の配置が必要となる下請金額も現行の4,000万円以上（建6,000万円以上）を4,500万円以上（建7,000万円以上）に引き上げることになります。また現場の兼任を認める制度も創設されます。

### 技術者制度規制緩和、受検要件も変更 続々続く建設業改革！

令和2年10月1日から、監理技術者(3,500万円以上(建7,000万円))の工事について、※監理技術者補佐を専任で置いた場合は、監理技術者は2つの工事まで兼務が可能となっています。今回は、①監理技術者の専任制度見直し ②営業所専任技術者の兼任条件緩和 ③技術者資格の取得要件の変更 以上3点が4月25日有識者検討会で了承されました。

※監理技術者補佐：1級施工管理技士補（第一次検定のみ合格者）  
また、1級は19歳以上であれば誰でも受検できるようになります。  
若手も活躍できる機会が増えます！ みんなでガンバ！ですね(^)♪

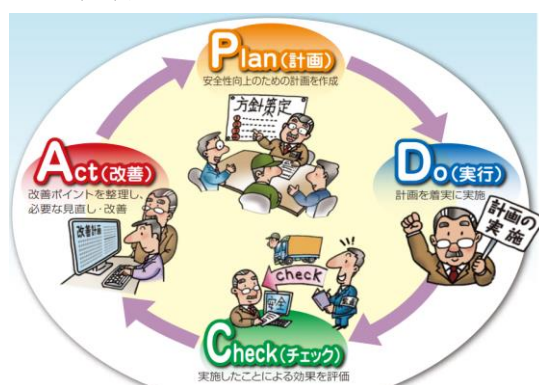
# ★運送業★ 運輸安全マネジメント（安マネ）

## 運輸安全マネジメント（チェック（評価）、アクション（改善））

制度開始から今年で 16 年経過します。輸送の安全のためには絶対に必要です。社員一人一人の意識の向上ももちろん大事です！でも、まずは経営者が輸送の安全が一番重要な目的として方針を定めましょう。

今年も新年度がスタートしました。皆様の今年度の目標はいかがでしょうか。いつ、誰が、何をどの程度実施するのか分かりよいですね。

今年もDRはじめ皆さまが安全で、そして活力ある職場であることを熱田さんにもお願いしました(^)/



### 取組内容の公表

公表場所 本社及び全営業所  
公表手段 HP、自社施設等に掲示

#### ① P l a n（計画）

輸送の安全の確保に関する基本理念として、安全管理にかかわる全体的な意図及び方向性を明確に示した『安全方針』を作成し、社内に周知徹底。

#### ② D o（実行）

目標の達成に向け、計画を着実に実施し、輸送の安全を確保するために必要な情報の共有や伝達を確実に実施。

#### ③ C h e c k（チェック）

安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を少なくとも年 1 回チェック。

#### ④ A c t（改善）

社内チェック等の結果、安全管理体制に問題があれば、必要な見直し・改善を行いましょう。また、日常業務で明らかになった課題等について、継続的に見直し・改善の実施。

本制度では、事業者様においては、自らが自主的かつ積極的に輸送の安全の取組みを推進し、構築した安全管理体制をPDCAサイクルにより継続的に改善し、安全性の向上を図ることが求められています。**運輸安全マネジメントの実施により事故は確実に減らすことができます。**

実際にどうしたらいいのかご不明な点は牟田事務所までご連絡下さい。

### Gマーク新規、更新申請まだ間に合います！！

安全性の積極的取組と同様、定期巡回指導の結果も影響します。今年更新や新規申請をお考えの事業者様、早目にご連絡下さい。

満点(101点)、100点目指して頑張りましょう！田口

今年新規、更新申請予定の事業者様は、「定期巡回指導」ご注意ください。場合によっては認定されないこともあります！巡回前の「事前確認」をお勧めします。

## ★産廃業★

## ～建廃 不法投棄不動のワーストワン～

依然あちこちで頻発している不法投棄ですが、投棄される廃棄物のうち建設廃棄物が占める割合は実に6～7割に上ります。不法投棄は年々厳罰化されており、法令に定められた処理の基準に違反すると罰則が適用されます。（建設業法でも厳罰化！ 処分が倍に）

### ■建設廃棄物とは？

「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物処理法第2条1項に規定する廃棄物に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を含む概念です。

「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがあります。「建設発生土」とは、建設工事から搬出される土砂であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しません。

### ■建設リサイクル法とは？

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」と言い、建設工事で排出される廃棄物の再資源化（リサイクル）を促進する為に、平成12年5月31日に公布された法律で、建設廃棄物においては「廃棄物処理法」と並んで遵守が求められる重要な法律です。特定の建設資材を用いた建築物の解体工事や新築工事のうち、一定規模以上の工事において様々な義務が課されます。

### ■建設リサイクル法で規定される義務

建設リサイクル法で絶対に抑えておきたいのが、以下3つの法令義務です。

#### 1.)対象建設工事における分別解体等と再資源化等の義務

4種類の建設資材（特定建設資材）のいずれかを用いた建築物等の解体工事や新築工事等で、一定規模以上のもの（対象建設工事）においては、現場での分別解体と、廃棄物の再資源化が義務付けられます。

#### 2.)発注者による対象工事の事前届出の義務

1)に該当する対象建設工事の発注者は、工事開始の7日前までに特定行政庁へ届出をする義務があります。届出内容は、工事を請負う元請業者が事前に発注者に対して書面で行う義務があり、完了報告も書面で行わなければなりません。

#### 3.)解体工事業登録の義務

建築物等の解体工事を行う場合、解体工事業の登録が必ず必要になります。

(※建設業許可の土木工事業、建築工事業、解体工事業を持っている場合は不要)

工事の請負金額の大小にかかわらず、元請も下請もどちらも登録が必要です。

また、解体工事を行う都道府県ごとに登録を行わなければいけません。

変更内容によっては、  
許可失効になりかねません。  
事前にご連絡をお願いします☆

## ★建設業★ ★運送業★ ★産廃★

株主総会で役員就任も決まり新たな体制でスタートを・・・。建設業や運送業、産廃他の許可認可をお持ちのお客様、役員・技術者・管理者、施設・設備等変更のご連絡は頂いていますか？それぞれの法律によって決められた期間内に届出が義務づけられています。

### 変更のご連絡は頂いておりましたでしょうか？

### 確認をお願いします

		建設業	運送業	産廃
役員等	代表者変更	※30日以内	※遅滞なく	※30日以内 (許可証の書換)
	就任	※30日以内	7/10までに 前年4/1～3/31分	※30日以内
	退任	※30日以内	同上	※30日以内
	変更(常勤⇔非常勤)	※30日以内	同上(常勤等不要)	無し
	氏名	※30日以内	同上	※30日以内
営業所	政令使用人の交替	※2週間以内	無し	※10日以内
	所在地	※30日以内	認可申請が必要 (変更前に申請)	※10日以内
	名称	※30日以内	同上	※10日以内
	新設	※30日以内	同上	※10日以内
	廃止	※30日以内	同上	※10日以内
その他	商号変更	※30日以内	※遅滞なく	※30日以内 (許可証書換)
	資本金の変更	※30日以内	※遅滞なく	※30日以内
	廃業届	※30日以内	事前届(1月以上前) 休止も同様	※10日以内
事業報告等	事業年度報告	事業年度経過後 4月以内	事業報告 事業年度経過後 100日以内	紙マニフェストの場合 当該年度6/30までに 前年度の実績を報告
	実績報告	使用人数・定款の 変更も合せて	実績報告 7/10までに (前年4/1～3/31分)	
管理者 他		経營業務管理責任者 ※2週間以内 専任技術者 ※2週間以内 国家資格者・監理技 術者変更・追加・削除 事業年度経過後4月以内	運行・整備管理者の 選任、解任  ※15日以内	実績報告、県外搬 入届・報告書 当該年度6/30までに 前年度の実績を報告

### 祝就任♡

役員は労災保険が使えません！ 労災に健康保険証も使えません！  
労災保険特別加入はさかのぼり出来ません！ 詳しくは近藤まで☎

※は、事実発生後の届出